

令和3年(ネ)第151号 福島原発避難者損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 菅野清一 外294名

控訴人(一審原告) 28名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

控訴準備書面 (19)

(第五次追補について)

2023(令和5)年4月10日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士	小 野 寺 利 孝	代
同	廣 田 次 男	代
同	鈴 木 勇 博	代
同	米 倉 勉	代
同	高 橋 右 京	外

一審原告らは、下記のとおり、原賠審が昨年12月20日に決定した「中間指針第五次追補」の位置づけについて主張するとともに、一審被告の「控訴審準備書面(15)」(中間指針第五次追補の概要等)に対する反論を述べる。

記

1 第五次追補の策定

原子力損害賠償紛争審査会(以下「原賠審」という。)は、2022年12月20日、「中間指針第五次追補」(以下「第五次追補」という。)を策定した(甲B45)。これは、最高裁が2022年3月に、仙台・東京・高松の各高裁が被告東電に対し

て、中間指針及び各追補（以下「指針」という。）を超える賠償を命じた7つの判決（以下「確定判決」という。）について、東電の上告の不受理を決定し、これらの高裁判決が確定したことを受け、指針の見直しを行ったものである。

すなわち、原賠審は2022年4月27日に第56回審査会を開催し、「判決が確定した損害賠償請求の集団訴訟を踏まえた今後の対応について」、「中間指針等の見直しも含めた対応の要否」を検討することを決定した。そして、これらの判決の内容を精査した上で、上記のとおり、指針の「見直し」である第五次追補を確定したのである。

2 指針の趣旨

原賠審が策定する指針は、「本件事故の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等は前例なきものであった」ことから、「多数の被害者に共通する一定の損害類型」と、損害額の算定方法を示したものである。その趣旨は、「同じ損害類型の中で時期や行動態様で差が出ないようにするなど、公平性の確保、被害者の立証負担の軽減」を図るところにある。

このような指針が意味する趣旨から、第五次追補に関しても同様に、これまでの第四次追補までの指針には示されていなかった、新たに類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方を抽出して、追加したものである。

3 第五次追補の内容

そのような経緯であることから、第五次追補が新たに取り上げた慰謝料（精神的損害）の内容は、従前の指針が対象にしていなかった被害について、確定判決を通じて新たに損害認定されることによって形成された損害類型が、指針の見直しとして整備・列挙されている。

本件の一審原告らに関して、その概要を挙げれば、以下のとおりである。

① 過酷避難状況による精神的損害

- ② 生活基盤の喪失・変容による精神的損害
- ③ 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

①は、本件訴訟から分離して審理され、先行して判決が確定した「避難者訴訟・第1陣において、その控訴審判決（上記確定判決の1つ）が判示した「避難を余儀なくされたことによる慰謝料」に相当する。

次に②は、同じく同訴訟において認定され、後続訴訟である本件（第2陣）の第1審判決も踏襲した「故郷喪失・変容慰謝料」に相当する。

③は、確定判決の内容ではなく、他の下級審判決において認定された損害である。計画的避難区域の住民を原告とする本件においては、このような事情が避難慰謝料の考慮要素として斟酌されているところであるが、第五追補はこれを独立した新たな損害項目として、類型化したものである。

他方で、指針が計上していた「避難生活による日常生活阻害による精神的苦痛」（「避難慰謝料」ないし「避難継続慰謝料」）については、第五次追補は指針に変更を加えず、いずれの避難区域に関しても、「月額10万円×85ヶ月」（合計850万円）を維持している

このように、第五次追補は、従前の指針が対象にしていなかった損害であって、確定判決によって新たに形成された損害について、これらの確定判決が認めた損害額をベースに、あらたな賠償項目と基準を策定したものであり、従前の損害評価を変更・増額するものにはなっていない。すなわち、先行する確定判決の内容をベースにした見直しという枠組みから、そこに示された賠償水準（慰謝料の金額）は、確定判決の水準に留まっており、賠償額の進展は見られない。しかし下記のとおり、原告らは確定判決における認容額の水準を十分なものとは評価しておらず、だからこそ、本件訴訟が継続して遂行されていることを指摘しておきたい。

4 指針が賠償の上限ではないこと

上記2項に指摘したところから、第五次追補の定める新たな指針は、求められる賠償の上限ではなく、むしろ最低限の賠償水準を意味している。そして、個別の訴訟における損害立証を通じて、指針の水準を超える損害が認められる場合には、当然、そのような水準の賠償がなされる必要がある。よって、後続訴訟において指針の水準を超える被害の実情が立証された時には、各裁判所はそのような水準の賠償（指針の内容を超える賠償）を命じなければならない。

このことは、第五次追補自身が以下のように、指針が賠償の上限ではないことを指摘し、強調しているところからも明らかである。

「本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、本審査会の指針において示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やADRセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者的心情にも配慮した誠実な対応が求められる。」

5 「上限ではない」ことの意味

ここに、「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるもの」とは、個別の原告（被害者）に特有の個別事情に基づく、「個別損害」だけを意味するものではない。

むしろこの指摘は、指針が想定している「多数の被害者に共通する一定の損害類型」（共通損害）における、共通の「損害額の算定方法」（損害の程度）の一

律の増額を意味している。すなわち、本件における多くの集団訴訟においては、包括的な一律請求という請求方式を採用しているところ、このような後続の集団訴訟における損害の主張・立証を通じて、指針が示している損害算定（慰謝料の金額）よりも高額の損害が、全ての原告に共通する損害類型について、「原告全体に共通する」一律の損害額として認められる場合には、そのような増額された慰謝料が、「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害」として、その賠償が命じられるという意味である。

けだし、第五次追補は、先行する確定判決の検討を通じて、第四次追補までの指針には示されていなかった、新たに類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方を抽出して、追加したものである。そうであれば、その後の後続訴訟の審理において、損害の内容や程度に対して一層の分析と解明がなされ、より高額の水準に及ぶ損害の発生が、原告らに共通して認められる「共通の損害水準」として立証されたならば、当然、あらたに立証された水準の損害が認定されて、その賠償が命じられる必要があるからである。そのような損害認定においては、確定判決における事実審の審理が終結した時点の後においても、なお被害が継続しており、その間に被害が増幅・拡大したことによって発生した新たな損害も含まれている。

本件を含む各地の後続訴訟は、いずれも、こうした損害立証による、共通損害における適正な認容額の、「一律の増額」を求めて、主張・立証を重ねてきたものであり、個別原告の個別損害を請求しているものではない。もとより、文字通りの個別の特別事情によって生じた個別損害の存在を立証して、格別の増額を請求する事例（原告）もあり得るが、こうした事案のみが、ここでの課題ではないのである。

6 一審被告主張の誤り

（1）個別事情の立証による共通損害の増額

一審被告は、控訴審準備書面（15）において、「第五次追補による改訂後の指針が示す損害額の目安は、類型的に把握することができない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。」と述べている（同書面15頁）。

この主張は、第五次追補が指摘する「個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるもの」とは、個別の一審原告（被害者）に特有の個別事情に基づく、「個別損害」だけを意味するのだという趣旨であると解される。さらには、「共通損害」については、指針の内容が「上限」を意味するという主張である。

しかしこの主張は、第五次追補の上記記載の趣旨を曲解するものである。上記のとおり、この間の審理によって、損害の実相に対する一層の分析と解明がなされ、その間に増幅・拡大したあらたな損害を含めて、より深刻で高額な水準に及ぶ損害の発生が、「共通損害」における「共通の損害水準」として立証されたならば、当然、あらたに立証された水準の損害が認定され、その賠償が命じられるのであって、一審被告の主張には理由がない。

（2）本件における立証の内容

さらに一審被告は、「本件訴訟においては、一審原告らは各自が被った被害（損害）につき、『類型的に把握することのできない個別の被害事実』を主張・立証し得ていない」と主張している（同書面16頁）。

この主張も、全く理由がない。第1に、本件一審原告らは本件の審理（一審において1陣と分離する前の審理を含む）を通じて、多数の（一審）原告本人尋問、専門家による意見書と証言、そして現地検証及びこれに代わる現地進行協議等の立証により、本件被害の実相とその損害の深刻さを明らかにしてきた。これらの損害立証により、個別の原告に特有の個別事情と、それによる個別損害が明らかにされたことはもとより当然である。

第2に、それだけではなく、むしろ本件における主たる課題は、共通損害に

おける適正な認容額の、「一律の増額」を求めて、主張・立証を重ねてきたものであり、個別原告の個別損害を請求しているものではない。そして本件の各一審原告が語る被害事実の多くは、確定判決後の損害拡大を含めて、他の一審原告にも共通する、まさにすべての一審原告にとって類型的に把握できる共通損害なのである。

このような意味で、これらの立証は、個別損害の立証であると同時に、「類型的に把握できる共通損害」の立証でもあった。本件における（一審）原告本人尋問は、一貫して、そのような趣旨と内容をもって実施してきた。

このように、本件における審理を経て、一審原告らは、「多数の被害者に共通する一定の損害類型」である「避難を余儀なくされたことによる慰謝料（過酷避難状況による精神的損害）、「故郷剥奪慰謝料」（生活基盤の喪失・変容による精神的損害）、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害について、これらの損害の程度が、いずれも第五次追補が規定した金額よりもさらに高額なもの（深刻なもの）であることを立証してきた

以上により、第五次追補が本件における損害認定の「事実上の上限」を画するというが如き一審被告の主張は、根本的に誤ったものとして、排斥されなければならない。

以上